防衛復興政策費のうち 武器購入費 通信機器購入費 車両購入費 諸器材購入費 航空機修理費 施設整備費 航空機購入費 東日本大震災復興事業費 東日本大震災災害復旧等事業費 農業生産基盤保全管理・整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入	

○法務省告示第二百六号

千葉県南房総市役所保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十七年五月十一日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、南房総市役所又は千葉地方法務局館山支局に照会すること。

平成二十七年四月十日

法務大臣　上川　陽子

千葉県安房郡八束村深名千四百八十七番地

石井　仙松

○法務省告示第二百七号

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令（平成二十一年法務省令第五十三号）第一条第一号トの規定に基づき、監理団体を第一号のとおり告示し、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、技能実習を第一号から第三号までのとおり告示する。

平成二十七年四月十日

法務大臣　上川　陽子

一　監理団体の名称及び所在地

名称	所在地
一般財団法人東亜総研	東京都千代田区一番町四番四十二号一番町Ⅱビル五階

二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名称	所在地	実習内容
北辰土建株式会社	北海道北見市北十条東四丁目一番地	鉄筋施工

三　対象となる者　平成二十七年四月十日から三年を経過する日までの間に本邦に入国する者

○外務省告示第百三十一号

平成二十七年三月二十六日にヤウンデで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がカメルーン共和国政府との間に行われた。

平成二十七年四月十日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、カメルーン共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とカメルーン共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　六十二億六千四百万円（六、二六四、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、バチェンガーレナ間道路整備計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、カメルーン共和国政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、カメルーン共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・三パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後八年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、カメルーンの実施機関が調達適格国の供給者又は請負業者に対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　カメルーン共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がアフリカ開発銀行、アフリカ開発基金及びＪＩＣＡによるアフリカのための協調融資促進制度の実施のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　カメルーン共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してカメルーン共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためカメルーン共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　カメルーン共和国政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してカメルーン共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　供給者又は請負業者として活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してカメルーン共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(c)　供給者又は請負業者として活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してカメルーン共和国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金

(d)　計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者又は請負業者として活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してカメルーン共和国において課される全ての財政課徴金及び租税